

令和7年美郷町議会議事録

第4回 定例会 (第4号)

招集年月日	令7年 12月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 12月 9日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	閉会	令和7年 12月 9日 午後 1時28分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	籾 根 正 一	○

会議録署名 議員	8番	日高学	10番	福島教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	志村幸恵
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	永妻孝司	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	活気あふれる町づくり課長	石田圭司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 7 年美郷町議会第 4 回定例会議事日程 (第 4 号)

令和 7 年 1 2 月 9 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	委員会審査報告及び質疑
4	<p>議案の討論及び表決</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 6 9 号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 0 号 美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 1 号 美郷町カヌーの里条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 2 号 美郷町カスタマーハラスメント防止条例の制定について</p> <p>議案第 7 3 号 美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第 7 4 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 7 5 号 令和 7 年度君谷診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 7 6 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 7 7 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1</p>

	<p>号)</p> <p>議案第78号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第79号 令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第80号 令和7年度美郷町下水道事業会計補正予算(第1号)</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第85号 工事請負契約の締結について</p> <p>議案第86号 町道路線の認定について</p>
5	<p>追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第87号 令和7年度美郷町一般会計補正予算(第4号)</p>
6	<p>委員会の継続審査調査付託</p>

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番・日高議員、10番・福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告7までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告8から通告9までの質問を行います。

通告8、1番・唐溪議員。

●原議長

1番・唐溪議員。

●唐溪議員

おはようございます。2回目の一般質問です。議員になりまして、役場に来る機会がととも増え、毎日、江の川と雄大な山並みを見ながら出勤をしております。この時期になりますと、江の川には鴨が飛来してまいります。美郷町には、10種類程度の鴨が江の川に飛来してまいります。鴨というのは自然を現す指標の一つとしても役割を果たしております。そんな鴨、獣、住みやすい町美郷でございますけれども、良い側面だけではなく、私たちの日常を脅かす側面もございます。全国でクマの出没や被害が毎日のように報道され、町内でも目撃が増えており、不安を抱えておられる住民さんも多くいらっしゃいます。クマの出没だけではなく、サルやシカの被害もありますが、地域と行政が連携し対策をされています。先進地として視察も多い美郷ですが、日々のたゆまぬ努力や必要な地道な活動の上に成り立っていると認識しています。しかし、10月の山陰中央新報で、サルの群れの数が多い3地域の中に、美郷が入っているという報道もありました。日頃より、町長、美郷バレー課長がお話しされているように、鳥獣害対策は個人が行うものではなく、地域全体、そして他地域との連携をしていくことで、被害が少なくなっていくと認識をしておりますが、美郷町内には、住民票がなく、週末だけ帰ってくるといった2地域居住の方も多くいらっしゃいます。そういった方々との連携も大切なことではないかという観点で、4点質問をいたします。対策をしても、群が増えるということは、対策自体が個体を減らすものかというのではないのか。住民票が美郷町にない方でも、電柵などの鳥獣外対策に伴う補助は受けられるのか。LINEなどを活用し、町外の人も情報入手できるようなツールは考えているのか。鳥獣害対策は、地域連携が大切と話をされているが、連携のために町はどのように動いているのか。この4点質問いたします。そしてもう1点、保育士不足について質問をいたします。現在、未就学児は0歳から入園することが可能で、保育料や給食費が無料という制度が設けられており、私がこうして、今、一般質問で来ているのも、安心して通える保育園があるからこそであり、恩恵に預かっているところです。子育てに対して様々な施

策はありますが、施策があっても、保育士が足りないことが原因で、町内保育士では、現在ゼロ歳児の受入れが出来ない状況にあると認識しています。移住・定住対策をして人口が増えたとしても、受入れが出来なければ、移住して来た方や、町民の住みづらさにつながってくると思います。全国的に保育士の確保が難しい状況にあります。町として対策をしていく予定があるのか。3点、聞かせてください。有資格者ポイント制度は、どのような基準で決めているのか。有資格者ポイント制度に保育士を追加する予定はないか。保育士確保に向けて、町の対策はあるか。3点質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

おはようございます。唐溪議員の1つ目のご質問、鳥獣害対策の目指すところについてお答えをします。報道されております。島根県の調査結果では、町内君谷地域と大田市、川本町の市町の境にサルの群れが3群存在をし、通年で頻繁に出没しており、そのため被害防除対策の効果が低いと定義をされたレベル5に指定をされています。調査データに対する町の見解としましては、群れの数と生息数の調査方法が科学的手法に基づいた生息数データではなく、聞き取りとアンケートによる個体数の推定データであるため、参考レベルの情報であると受け止めています。現在、調査結果をもとに、島根県を中心に、出雲市から浜田市までかけての8市町で構成するサル対策県央ユニットが始まり、自治体間のサル対策の連携や情報交換を行っているところです。1点目の対策をしても群が増えるということは、対策自体が、個体を減らすものではないのかについてお答えをします。まず、町内のサルの捕獲頭数は、昨年度は65頭で、過去6年間の平均で年間53頭の駆除をしています。この数字は、毎年、群れ1群相当を消滅をさせていることとなります。すなわち現状は、相当数のサルの捕獲を行っているものの、サルの繁殖数が、それを上回っている状態にあると考えでは、もっと捕獲数を増やせばよいのではないかと短絡的に考えてしまいがちですが、そうではないと考えております。大切なのは、捕獲もさることながら、サルにとって容易に繁殖できる環境、すなわち大きな危険なく集落に現れ、野菜や果樹残さなどの餌が自由に手に入る環境これを是正することが重要であり、そうしなければ、根本的な解決にはつながらないものと考えております。対策をしてもということですが、全町的に見て未だ環境整備を中心とした獣害対策の取組み、徹底は、十分なレベルとまではいってないと考えています。議員がおっしゃるように、個人や集落、地域が一体となり、餌付けによる個体の増加の原因を地道になくしていくことが重要です。ひいては、こうした取組の継続が、レベル5のサルの群れなどに対する効果的な成果につながるものと考えます。2点目の住民票が町にない方でも、防護柵の補助が受けられるのか、については、農産物の収穫支援や、田畑を荒らさない野生動物の餌付けとなる環境を作らないという理由から、町内に住民票を有しない個人に対しても補助制度を設けております。補助金は、令和6年度に2件、令和7年11月末現在、1件の実績があります。3点目のラインなどを活用し、町外の人も、情報を入手できるツールは考えているのか、につきましては、各種情報、緊急防災情報を受信設定をしていただいている方にクマの目撃情報を美郷町公式LINEで配信をしています。登録者数につきましては11月21日現在723名の方に登録をしていただい加え

まして町の公式ノート、「美郷バレー構想」を開設し、鳥獣害対策から地域づくり、町づくり、個人からグループ、地域、企業など、幅広い分野での取組を掲載することで広く情報提供をさせていただいております。令和4年度から始め、11月30日現在で199は掲載をさせていただいております。4点目の地域連携のために、町はどのように動いているかについて申し上げます。町としましては広く獣害対策を推進していく上で必要不可欠なのは、町づくり同様に、住民意識だと考えています。そこに暮らす人と人の絆が強ければ強いほど、各単一自治会内の自助や共助による防除や環境整備といった獣害対策が進み、ここで初めて地域連携などによる野生動物を集落に近寄せない環境や個体の増加抑制などの効果が生まれてくるものと考えています。広報みさと9月号、「雅ねえの人と獣の話・第66回」にも同様の内容が書かれこうした考えに基づいて、町としましては、令和元年度から産官学民が美郷町に集う鳥獣害対策版シリコンバレー「美郷バレー構想」に取組み、近年では、「自分たちでできることから学ぶ、始める、実践、検証」というものを掲げる美郷バレー・きゃらバンを展開し、個人、集落、地域団体、学校など広い分野を対象に、獣害対策、またそれにとどまらず、野菜果樹の栽培、地域づくり、生涯学習などの研修指導を通して、住民意識の醸成を図っているところです。その結果、獣害対策だけでなく、観光、教育、商工特産、企業参入、定住・移住、農林業など町内の飲食店、学校、住民グループ、地域へ連携も広まり、地域に根づき始めているものと思っております。さらにその取組みに関心を持つ、多くの町外の人、企業が町を訪れる循環も生まれております。引き続き、美郷バレーの取組みを通じて、地域コミュニティを醸成しながら、鳥獣被害対策を農作物の収穫支援はもとより、町内や様々な産官学民の方々との連携の輪を広げて、町の新たな魅力を創り、滞在人口・活動人口のさらなる拡大、町の活気づくりにつなげてまいりたいと考えています。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。2点目の返答を元に、再度質問をさせていただきます。住民票がなくても、補助が受けられるという仕組みですが、活用実績が少し少ないように感じたところです。私がですね、選挙で回らせていただいた際に、住民票はないから投票権はないんだよねっていう声をですね、おそらく10件程度は聞きました。そういう2拠点居住の方は町でもかなりの数はいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、周知というのはどのようにされていますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

防護柵の2拠点居住の方に対する補助の周知ですけども、基本は、ホームページ以外はやっておりません。というのは獣害対策の中で、2拠点居住の人そのものを獣害対策で重要かというところ、その中では、やはりこちらの方に農地を持っておられる方に対してのみということなので、特定に追跡して、あるいは伝えていくということはありません。特に2拠点居住、私の集落の組もそうなんですけども、実は2拠点居住で畑を持って農業をやっている人っていうのは、やはり身近に常に定期的に細かく来る人で

ないと、やっぱり農業って出来ないと思うんですね。特に2拠点居住で多い人は、やっぱり空き家があって、それをやっぱり空気を入れ替えたりとか、あるいは今は、大阪とか広島近いですけども、やっぱり不定期で来られるというところで、非常に把握がしにくい。じゃあ把握がしにくいところに対しての補助っていうのは非常に難しいということです。じゃあ、その人たちにとって確実に伝わるかっていうと、唐溪議員おっしゃられたこうい溪うツールの中で、以外にもやはり地域の中で、やっぱりコミュニティを醸成していただいて、そこで口コミで、こここういうことが町であるからっていうところで教えていただけるっていうのが、1番確実にヒットするんじゃないかなというふうに考えております。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。地域のコミュニティ内の方がですね、そういった情報というのはお詳しいかと思えますし、そういうつながりの中でということをするごく理解をしたところであります。そういった自治会単位といいますか、そういったところのヒアリングっていうのは、どのぐらいの頻度でされていらっしゃいますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

基本、ヒアリング等はありません。やっぱり1番大事なのは、先ほど町長の答弁にありましたように、9月の広報みさとの井上先生、雅ねえの人と獣の話の中で、やっぱり住民意識が、やはりいいところが、やっぱりきちっと進んでいくというような話でありました。またやっぱりそういうところでないとうまくいきませんので、そういうところで自発的に上がってくる、あるいはホームページに、ぜひ、美郷町の美郷バレー課に相談してくださいということを掲載しておりますので、そういうところで大体皆さん来られます。ただ、だいたい獣害対策で、2拠点持っている人もですけども、困っておられる方は必ず美郷町には役場の方には来られますので、防護対策云々じゃなくてそういうふうな指導と、チラシも配りながら丁寧に対応、あるいは現場のほうに期待をさせていただいているというのが現状でございます。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。先ほどの答弁、すいません。私の認識ですが、声が上がった地域に話を行ったりですとか、お伝えをするということで、認識をさせていただきました。ただ、あとそれだけだとですね、鳥獣害対策の輪といいますか、そういったコミュニティというのでも広がっていかないのではないかなと思うんですけども、広報、雅ねえの記事以外にも、何か対策をされていることはありますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

先ほどの町長の答弁の最後の方で、美郷バレー・きゃらバンという言葉があったと思います。これは非常に町内だけではなく、町外からも非常に評価が今ちょっと高まってきているところなんですけども、これは何かというと、実は昨日、一般質問の中で中原議員言われました外部の人に頼るのではない、行政は仕組みづくりで、住民自らが耕していくんだという中の一つの耕していく過程の仕組みの中の位置づけとしての美郷バレー・きゃらバンというふうに位置づけてもいいんじゃないかとは思いますが、これに関しましては、産官学民、外部の力、また地元の中です、困り事があつたりする電話も直接ありますので、そういうところに直接行って、個人、グループ、隣、隣近所あるいは集落あるいは連合自治会、先ほどの学校とか幅広い分野です、直接行って話をしていくと。特に意識が強いというよりも困り事に対してもです、ちょっと何でも屋的な形で、足を運ばせていただいていると。例えば、この2日前ですと、バカンスハウスでイノシシが掘ってやれんということになると、美郷バレー課あるいは、協定企業と一緒にあって檻を持って行って設置するとかです、細かなところに、かゆいところに手が届くような取組みをしながらです、徐々にこう啓発していくような取組みをやっているというのが例としてあります。以上です。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。そういった私の地域も地域連携をしながら、ラインのグループなどを活用しながらです、こういったところで目撃があったよということ情報を共有しながら進めている訳なんですけれども、なかなか追いつかないところもあって困っているところではあります。少し当初の質問に戻させていただきたいんですけれども、LINEを活用したツールを考えているかという質問に対してお答えをいただいておりますが、現在です、クマの目撃情報、こういったところで、クマが出没していますよという情報が入ってはくるんですけれども、なぜクマがそこで出たのかということの関係性です、よく言われているのは果樹のある辺りということでは言われているんですけれども、その関係性が紐づかない、なかなかこう目で見ると紐づかないなということを感じておまして、例えばその今後なんですけれども、その柿のなっているとか果樹がなっている場所と、クマの目撃情報がマップで一目見て分かるというようなそういうアプリだったり、ツールを使う予定というのがございますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

新しいアプリ等のご提案ありがとうございます。将来的にはですね、そういうのも一つの大きな武器になると思います。今現在、なぜ紐づかないかっていうことには、これはちょっと役場内でも改善すべき点はありますけども、例えば夕方から朝駆けにかけては宿直さんがおられるんですけども、これは今企業さんをお願いしております。やっぱり地域のところがちょっと分かりにくい。地元の方ではない方がやっておりますので、細やかなところまでが非常に何か分かりにくいということで、この度も総務課等も

合わせてですね、どういうふうな対応をしたらいいかということで、現状では、これ11月の終わりからなんですけども、直接担当者にも流して、それで警察に連絡をしてすぐに警察が出動してっていう形では対応は現場ではやってるんですけども、今唐溪議員おっしゃるように、紐づいたところであると、もっと皆さんが安心したりとか、次の行動に移しやすいということは確かにあると思います。ここら辺はですね、すぐにできるかという、少しタイムラグがどうしても生じてくるのかなと。いうのはこれはやっぱり宿直さんも、美郷町そのものの土地のことも分かりませんので、非常に分かりにくいと。ここで職員が対応という、ここにも、タイムラグが出てくるというところでは改良の余地があるのかなというふうに思っております。それと柿の方の位置のアプリなんですけども、これはですね、皆さんからあるいは町の方も知ってますので、大体特に集落の地域、これはおびき寄せるのが大体7割ぐらい柿が多いと。12月の4日にですね、島根県で、益田市でちょっと痛ましい事故が、人身事故がございましたが、これも、ごみ捨てに行くとクマに会って人身事故があったとあるんですけども、これも誘引してるのは柿で、周りにもう3本4本と柿が大きくなって、そこに爪の跡があってということもありますので、ここら辺のこともですね、情報の方と一緒にしながら、今後考えていきたいというふうに考えております。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。今柿が7割とおっしゃいましたけれども、クマの出没に関していろんな情報が報道でもされているかと思えます。多くは、東北の方かなと思うんですけども、山のドングリが凶作でっていうような情報もあるかと思うんですけども、私がこの間江口先生に話を聞かせていただいたところ、その凶作だったりということは、そんなに関係がなくてですね、その地域の、やっぱりその果樹というか、その主に柿のなりようだったり、地域の対策によるものだということを知らせていただきました。何かそういう誤った情報っていうのが、かなり多いかと思えます。なので、クマがどういったところに誘引されておりにくるのかということも、ラインの今、登録者数が多いかと思えますので、そういったところに流していただくと大変ありがたいなと思えます。ご検討ください。もう1点なんですけど、もう1点というか付随してなんですけども、岩手県の八幡平市というところですね、LINEのアプリを活用して、グーグルマップのような地図上に成獣が何頭っていうような表示がされるような仕組みがあると伺いました。そういった形でちょっと見える形で周知というところを広げていただきたいなと思っております。先ほどの質問は以上で、お願いという形で終わらせていただくんですけども、1番最後の質問なんですけど、連携、地域連携が大切ですが、町はどのように動いておられるかということに関しまして、どうしても、こう、そういう鳥獣害の被害情報だったりお困り事っていうのは、美郷バレー課に集中するんじゃないかなと思っております。地域連携とかコミュニティ醸成といったところは、役場全体として連携を強めていかないと、なかなか広がっていくものではないかなと思っております。その辺りのことはどのように考えておられますでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

この役場の庁舎内での連携、特にこの地域コミュニティが大事で、これは獣害だけじゃに関わらずというようなご質問だと思います。特に行政は縦割り行政、よくありきたりの言葉で言われると思うんですけども、今、美郷バレー課というのは、先ほど町長は答弁でありましたように、野球でというと、昔でいう2番バッターのような、いろんな課にですね、つなげていって広げていく。特に縦割りのところをどういうふうに崩していくかっていうのが、私の課の役割であるというふうに思っております。そういう中では、例えばの話でいきますと、11月25日に都賀公民館で、これ議員さんの中で6名、確か唐溪議員さんもおられたと思うんですけども、都賀公民館と吾郷公民館、特に女性の方を中心に都賀の方がお母さんたちが10人、吾郷からは13人ぐらい、なでしこ会のお母さんたちと公民館の方15名ぐらいが来て、ちょうど麻布の学生が発表するとか、やっぱり、こういうふうな取組みは、ある意味公民館活動であったり、主管課は町づくりの課であったりとか、あるいは11月28日間には、中学校の総合的な学習の取組みがあったり、山くじら学習があったと思うんですけども、これは教育委員会が所管をしたりとかという形ですね、いろんな分野に重なっていくような方法、あるいは学校給食に関しましては、今年もたくさん使っていただきましたけども、これは健康福祉課のほうの食育の関係になってくるんじゃないかなというふうに思いまして、こういうふうに少しずつですね、接点を他の課にも投げかけながら、対応していくような取組みもしていった、特に今回の質問で、先ほどちょっとメインで言われたそういうツールの部分に関しては、やっぱり情報のほうが、非常に主になってきますんで、そこら辺もやっていくというふうに考えておりますので、これは各それぞれ思いはあるんですけども、こちらの方の美郷バレーの方がですね、少し起爆剤になりながら、広げていければなというふうに思っております。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。縦割りという話がありましたけれども、私がいろんな話をさせていただく中で、かなりそこを強く思っていた部分であります。なかなか、こう連携というのは難しいかもしれませんが、やはり地域連携ということ行政主体で言っているということでもありますので、その核となる行政の中の課同士の連携というのもつながりを深めていっていただきたいと思っております。住民さんの中でも、遠くに住まわれている、集落から離れたところに住まわれている方ですと、なかなか話が出来なかったり、車をもう免許を返納してという方は、なかなかそのコミュニティだったりイベントに出てきづらいという方もおられますので、例えばそういった方々のところに健康福祉課さん訪問とかされると思っておりますので、何か課長会とかですね、今クマがそういう地域に多いのということを情報共有をしながら、皆様お1人お1人がちょっと頭の片隅に入れながら一言話に上げるということも広げていく一つかと思っておりますので、そういった連携の部分を強めていっていただけたらなと思っております。ありがとうございます。そ

れでは保育士不足の方についての回答をお願いいたします。

●原議長

番外、課長。

●嘉戸町長

少し補足をさせていただきますと、縦割りを打破していくというのは、常に考えなきゃいけない部分だと思います。今回、クマの緊急銃猟に対応するマニュアルというのを県内で真っ先に整備をさせていただきました。いろんな自治体からも、マニュアルを見せてくれとか、参考にさせてくれという問合せも入っておりますので、全国的にも非常に関心が高い分野なんだと思います。何が言いたいかと言いますと、この緊急銃猟の対応マニュアルの中には役場の中の各部署の役割ですとかというところが、それぞれの課がこういうふうに関連してこういうふうな役割分担で動くんだよっていうところまで具体的に書いておまして、これは緊急銃猟っていう緊急時だけではなくて、平時の時から、こういうふうに関連をして動いていくんだよっていうふうなところも盛り込んでいます。そういう意味では、先ほど美郷バレー課長がお答えしましたようにですね、緊急銃猟というクマの対応マニュアルではありますけども、役場内の各課がどう一緒になって連携して動いていくか。それと地域とどういうふうに関わっていくか。地域だけではなくて警察とか学校とか、あるいは道路管理者ですとか様々なところが、ありますので、そういう意味では、今おっしゃったような連携を考える非常にいいモデルケースなっているんじゃないかなというふうに思います。ちょっと外にマニュアルを出していいのかわかっていうのは、私、今、判断つきませんのでお問合せいただければと思います。

それでは2点目のご質問、保育士不足の対策についてにお答えをいたします。美郷町では、子育て世代の負担を軽減し、安心して子育てができる環境をつくることを目的に、国の制度に上乗せをして一部の高所得世帯を除き、保育料と給食費を無償化をしています。ご質問に対する回答の前に、町内の保育現場の状況について、町内2つの保育所からのヒアリング結果も含めて、まず共有をさせていただきます。町内には民間事業者が運営をする邑智保育園と都賀保育園の2つの保育所がありますが、ここ数年は、美郷町の出生数は年間10人から20人程度の低水準で推移しているため、両保育所におかれては、今後の児童数を見据えた場合、正規職員の採用は難しいというふうな状況でした。職員の確保につきましては、町が毎年12月に在園児・在宅児・妊婦世帯を対象として、翌年4月からの入所申請を取りまとめ、その結果に基づき両保育所が配置基準上必要な職員を確保するという仕組みとなっています。令和7年度当初の両保育所の入所児童数及び職員の配置状況について、説明をします。まず、邑智保育園は、0歳児が0人、1歳児12人、2歳児9人、3歳児6人、4歳児以上31人の合計58人となっています。これに対し、国の基準に基づく必要配置職員数というのは、5.14人と定められますが、現在8人の保育士が担任として配置をされています。次に都賀保育園につきましては、0歳児2人、1歳児7人、2歳児7人、3歳児6人、4歳児以上17人の合計39人で、必要配置職員数は4.08人、これに対しまして、5人の保育士が、担任として配置をされています。また、担任を含み邑智保育園には13人、都賀保育園には7人の有資格者を確保しており、急な欠勤や受入れ児童の変動にも対応できるよう柔軟な保育体制を整えておられ、今申し上げましたように国の配置基準を上回る職員体制というの

が、確保が出来ているのが現状です。一方0から2歳児につきましては、国の配置基準というのが厳しく、0歳児には3人以下に対して1人つけなければいけない。1歳児2歳児については、6人以下について、1人の職員配置が必要となります。そのため、小さな特に小さな子どもの数、児童数のわずかな増減でも、職員配置に大きな影響が出ることもあり、年度途中の転入や一時保育などにおいて急な受入れが出来ないというふうな場合もあります。これらを踏まえまして、3点のご質問にお答えします。1点目の有資格者ポイント制度はどのような基準で決めているのかにつきまして、これまでの経過と現状を含めてお答えをいたします。有資格者ポイント制度につきましては、その有資格者がいないことにより、町民などが必要なサービスを受けられない状況を作ってはいけないという考えから、町民の福祉、生活サービスに必要な有資格者の確保対策として、令和2年度に創設をしました。町内事業者では、一般的にこうした有資格者が恒常的に不足しており、募集に対して応募がない状況が続いており、有資格者の確保と就職された方への支援を行うものです。令和2年4月に看護師、介護福祉士を対象としてスタートし、令和5年4月からは、ケアマネジャー、12月からは、大型自動車2種免許所持者、いわゆるバスの運転手の方を追加をしております。令和7年4月からは、取得が難しい資格ではないものの、新たに人手不足が生じている分野やエッセンシャルワーカーの人材確保のために、特定技能・育成就労・技能実習の方、介護施設、農業法人、タクシー事業所で働く方を対象に、エッセンシャルワーカーポイントをとというものも創設して、ポイントを付与しています。また、特定技能・育成就労等で、5年以上の就労が見込める方で、かつ資格を有する方については、エッセンシャルワーカーポイントではなく、有資格者ポイントの対象として、ポイントを付与することとしています。そして、今年の12月、今月からは、食事の栄養指導と管理を行う管理栄養士を有資格者の対象に追加をし、また、栄養士をエッセンシャルワーカーポイントの対象としました。エッセンシャルワーカーを含む有資格者ポイント制度の対象者については、町内の人材確保の状況を把握し、総合的な判断により、毎年度見直すこととしています。2点目の有資格者ポイント制度に保育士を追加する予定はないかについてお答えします。先ほどお答えしましたとおり、町内の2つの保育園については、配置基準上必要となる職員が確保出来ているため、保育士をエッセンシャルワーカーを含めた有資格者ポイント制度の対象とする考えは現時点ではありません。ただ、今後も充実した子育て支援策を進めていく上で、保育事業は必須かつ重要な分野でありますので、両保育園と情報共有と連携を図りつつ、今後の状況を見ながら、有資格者ポイント制度への追加の判断をしてまいりたいと考えています。3点目の保育士確保に向けて町の対策はあるのかについてお答えします。現時点では、通常保育において保育士は十分確保されているため、特別な対策を行う予定はありませんが、一時的に0歳児の受入れが必要な場合の職員の確保については、今後、事業所と連携をしながら、対応方法を検討してまいりたいと考えています。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。先ほどお答えいただきましたものに対して、追加で2点質問をさせていただきます。有資格者ポイント制度に追加されるには、どのような状況になった

時に追加されるのか教えてください。また、有資格者ポイントをこれまで使用された方々の内訳を教えてください。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず追加をどういう場合にするのかというのはですね、原則として、翌年度の予算を立てる段階、まさに今、この12月とか1月の段階で庁舎内の各課から、この有資格者が足りなくて困っていると、かつその事業者が、ぜひ有資格者制度の中に追加してほしいというふうなことも、ヒアリングしながらニーズが高いかつ資格があれば何でも認めるかということではなくて、ある程度エッセンシャルワーカー的な町民の健康とかサービスに資するような資格を持つての方というところに照らし合わせまして、基本的には年に1回、この時期に選定をしております。ただし、もっと柔軟に、年度内であっても本当に足りない、困った、欠員が出たというふうな場合とか、新しくこういう職種を追加してほしいというふうな事業所からの声があったりとかいう場合には、年度内におきましてもですね、柔軟に対応するようにはしております。実績については、課長の方から報告をします。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

ご質問の職種のほうでございますね、お答えさせていただきます。有識者ポイントの方の実績のほうで、職種対象となった職種の方については、看護師がまずあります。それから大型2種免許取得者、先ほど申し上げた町長の答弁しました資格ではございませんが、理学療法士っていうのを対象としているという状況です。これにつきましては、この有資格者ポイント制度の方がですね、町民の福祉とそれから生活サービスっていうところで必要になってまいる資格ということになっております。これにつきましては、そのところで判断をさしていただいた上で、理学療法士の方の有資格者を対象とさせていただいたという経緯がございます。以上です。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

ありがとうございます。先ほどの保育所の状況を教えていただきまして、ありがとうございます。この保育所の例えば年度内の中であっても辞められたりとか、配置っていうものが変わった場合において、保育所とのお困り事の情報共有っていうのは、各課でされているということよろしいでしょうか。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

すいません。ただ今のご質問にお答えします。通常、変更があった場合、子どもの人数が増えたり減ったりというところで配置基準を変えていかなきゃいけないというところ

ろですけれども、その辺は常に、こちらの方に情報が入ってきますので、その中で、もしも不足があったりとかいう場合は、またこちらの方でも、そういった資格を持っておられる方がおられないかとかいうところで探すこともしますし、お互いの保育所の方で連携を取っていただけて可能であればこちらの方に来ていただけないかっていうようなことも、現実にあったというふうに聞いております。以上でございます。

●原議長

1 番、唐溪議員

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。なかなかその事業所との兼ね合いになるので、雇用に関しては町営であれば、直接的に町のポイント制度っていうものが紐づいたりですとか、子育て支援施策っていうものが紐づいたりするとは思いますが、事業者さんの考え方によるものもありますので難しいこともあるかもしれませんが、保育所の受入れ状況と子育ての施策っていうものは、なかなか切っても切れないもの、切り離せないものではないかなと思っています。少しちょっと話はそれるんですけども、大田市や江津市で実施されている保育園留学という制度がありまして、ご存じかとは思いますが、2週間程度地域に滞在して、保育所に通うというそういった留学制度なんですけれども、個人的な意見なんですけど、美郷の強みとして、地域で子育てをするという意識があったり、地域とのつながりによる暮らしやすさといった地域力が美郷にはあると思っています。しかし、そういった地域力を感じてもらえるのはなかなか滞在しないと体感できるものではないかと思っています。伝えられるよい制度っていうものが、保育園留学というものかなとは思っているんですけども、そういった町の移住・定住対策の施策と保育所との連携が必要だと思うんですけども、現在はそういった町の施策を保育所にどうですかっていう際に、どのように連携をとっておられるのか、少し伺い出来たらと思います。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

保育園留学についてのご質問になりますけれども、まず保育園留学について少し説明をさせていただきますと思います。保育園留学というのが、都市部の子どもさんが一定期間地方に滞在して、地元の保育園に通いながら、地域の自然だとか生活というものを体験していただくという取組みになります。多くは保育所の一時預かり事業という形で行うことになります。その中で、子どもさんたちは自然豊かな環境で、普段の保育を体験していただくということで、多様な価値観とかを学んでいただいたり、受け入れる保育園側にとっても、いろんな保育の質の向上だとか、そういうことが目指せるものです。また、関係人口にもつながる事業だというふうに思っていてまして、地域とのつながりも出来てくると地域の活性にもつながるので、大変双方にとって良い事業ではないかと思うんですけども、その中で、先ほどおっしゃられた島根県でも大田市とか、江津市の方の一部の保育園が実施をされているんですけども、なかなか好評で、リピーターも多いというふうに聞いています。この事業を進めていくためには、やっぱり都市部の子育てをされる世帯の方に保育園を選んでいただければいけないっていうことがありますので、

魅力づくりっていうところがとても大切ではないかと思しますので、やっぱり他所にもたくさんある保育園の中からここを選んで都市部から来ていただくっていうことになりますので、保育園と今後もそういったことができるかどうかっていうことを検討していきたいと思っています。以上です。

●原議長

1 番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。子育てに力を入れている町であると、町外の方からも言われることがあります。私もとても充実した制度がある美郷町だなと思っているんですけども、その一方でですね、移住してきたけど保育所に入るのに時間がかかったりですとか、その移住された方ももちろんなんですけれども、町内に住まわれている方が保育所に対して困った、今不足がないということで聞かせていただきましたけれども、不足が出た際にも柔軟に対応していただけるということで返答をいただきました。今後ですね、やっぱり困って移住してこられた方が保育のことですとかっていうことで、困ったという声も実際に聞いてはおりますので、そういった子育て世代真ただ中の声っていうのも、保育所だけではなくて、町民さんの声を拾いながら政策に反映していただきたいと思っています。よろしくお願ひします。以上で、お願ひという形で、質問を終わらせていただきます。

●原議長

唐溪議員の質問が終わりました。

ここで、10 時 30 分まで休憩といたします。

(休 憩 午 前 1 0 時 2 2 分)

(再 開 午 前 1 0 時 3 0 分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告 9、11 番・藤原修治議員。

●原議長

11 番、藤原修治議員。

●藤原副議長

本日最後の質問者となりました。11 番藤原でございます。2 項目ばかり質問をさせていただきますと思います。まず第 1 項目目は、学校体育施設の暑さ対策についてということであり、今年の夏も猛暑が続き、児童生徒の健康や、学校での教育活動に大きな影響を及ぼしました。特に、高温下における体育館使用は熱中症のリスクが高く、深刻な問題であり、教育現場からも不安の声が上がっております。また体育館は災害時の避難所としても利用されることから、避難者の安全確保の観点からも、暑さ対策は急務と言えます。そこで、お伺いをいたします。まず第 1 点目、町内の小中学校及び指定避難所における体育施設の暑さ対策の状況について、どのように認識をされておりますでしょうか。2 点目、今後これらの施設に対する暑さ対策について、どのように対応して

いくお考えでしょうか。考えをお聞かせください。2項目目でございますけど、観光協会の法人化についてということで、お伺いしたいと思います。本町の観光振興担う美郷町観光協会は、現在、町の会計年度任用職員と地域おこし協力隊によって事業が運営をされております。しかし、将来的には、より主体的かつ持続的な観光地域づくりを実現するため、一般社団法人への移行が検討をされております。一方で法人化には組織運営能力の向上、財政基盤の確立、人材確保など、多岐にわたる条件整備が不可欠であり、町の積極な支援が欠かせないと考えております。そこで以下についてお伺いいたします。1点目、美郷町観光協会が一般社団法人化を目指す意義を、町はどのように捉えておられますでしょうか。2点目、法人化してすぐに観光協会が自力で全てを賄うのは困難であり、特に、人件費や事務費の確保が大きな課題になると思います。町として、移行期および法人化をしばらくは、財政的支援、人的支援が不可欠と思いますが、いかがお考えでしょうか。3点目でございます。観光協会が法人化し、自主的・戦略的な事業運営を行うためには、町としての観光ビジョンや方向性が明確であることが前提となり、町の現状に即した実行計画の策定は不可欠と考えます。町としてこの計画策定に対するお考えを伺いたいと思います。以上、2項目、よろしく願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原修治議員の最初のご質問、学校体育施設の暑さ対策は、にお答えをいたします。夏の猛暑日が続く中、児童生徒の健康確保と教育活動の円滑な実施、さらには、災害時の避難所としての機能確保という観点から、体育館の暑さ対策は課題の一つと認識をしています。1点目の町内の小・中学校及び指定避難所における体育施設の暑さ対策の現状認識についてお答えをいたします。町が所管します体育館につきましては、国の指針やスポーツ庁の趣旨を踏まえ、熱中症予防の徹底を最優先課題とし、基本的対策を各施設で進めています。まず、熱中症リスクを低減するために、運動時の適切な水分補給の徹底と、児童生徒の体調管理を行っています。また、熱中症リスクが高い日には、活動時間の調整、炎天下の屋外活動時の配慮など、基本的な暑さ対策を、学校現場と小まめに連携をして進めています。体育館の安全確保の観点からは、室温だけではなく、体感温度の把握に努め、長時間の過度な負荷を避けるため活動計画の見直しを行っています。加えまして、災害時避難所としての役割を踏まえ、暑さ対策と避難所運営の両立を検討しています。2点目、今後、これらの施設に対する暑さ対策について、どのように対応していく考えかについてお答えをいたします。美郷町における学校施設の暑さ対策は、これまでの運用実態や施設の性格を踏まえ、優先度の高い順番に段階的に進めてきました。まず、普通教室や特別教室は、常時、児童生徒が使用するため、優先してエアコンの設置を進め、令和2年には、全ての普通教室、特別教室にエアコンを整備を終えました。一方、体育館は、日常の使用頻度が比較的低く、夏季の熱中症警戒アラートが発令される時期は、夏休みの長期休暇と重なることが多いこと、また、学校で体育の授業を比較的涼しい朝の1限目や2限目に配置するなど、運用面で工夫の余地もあることから、冷房整備の優先度は相対的に低いと判断をしています。また、体育館へ冷房を導入するには、遮熱、断熱等の改修とセットでの検討が必要となりますが、教室と比べ大がかりな工事が必要で、建物も非常に大きいことから、整備費用は桁違いに

大きく膨らむこととなります。そのため、島根県下においても、体育館への冷房設置は進んでおらず、小中学校における体育館のエアコン設置率は、令和7年5月現在で1.7%にとどまっています。一方で、指定避難所としての機能も担っており、大規模な災害発生時には、場合によっては、体育館を避難所として開設することも考えられます。その際には、スポットクーラー等をレンタルして対応したり、場合によっては、エアコンが整備された教室を柔軟に利用したりすることを考えています。以上のことを踏まえ、今後も暑さ対策に対応してまいります。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

暑さ対策のことについてですね、お伺いをいたしました。えっとですね。私がですね、小学校、中学校の頃ですね。今みたいにですね、暑さがあつたかというね。余り記憶にないんですね。それでですね、今、気象庁によりますとですね、25度以上になると夏日、30度以上になると真夏日、35度になると猛暑日という表現を使っております。それで最近はですね、40度、これ気象庁じゃなくて、日本気象協会ですね。酷暑日、すごい名前のね、表現が飛び出しましたけど、そのようにですね、最近本当にこうテレビ、ニュース等々人々の会話の中でですね、今年の夏はそういった気候に関する話題がね、結構ありました。熱帯夜なんてね、言葉もあつたりして、25度以下に下がらない夜は熱帯夜だと。かってね、こんな表現はなかったんですけどね、今、そういった時代になってしまいました。そういったことですね、それと、今年一つびっくりしたことがあつたんですよ。農作業が始まる前の4月半ば頃でした。お隣の川本町さん日本一が出ました。温度30.5ですか。全国で1番暑い日だという報道が流れまして、もうびっくりしたんですけど、その後ですね、6月にもね、またびっくりした報道、川本町さん全国第3位だと。これはですね、猛暑日ですね。36.3度だという報道もあつたりしましてですね。これえらいことになってきたなという思いを持っております。そういった中でですね、川本町さんの隣接が美郷町ですんで、我美郷町もですね、かなり、その当時ですね、高温だったんじゃないかと思うわけでありまして。そういった中でですね、先般、新聞報道によりますとですね、体育館エアコン設置1.7%と、こういうね、新聞報道出ました。それを見ますとですね、県内の292指定避難所体育館、ここでですね、わずかエアコンの設置が5件だけだったと。ですから1.7%という報道でありました。びっくりしたのはですね、我が町の隣の川本町さんがですね、2件あつて2件エアコン設置されとるんですね。100%なんですね。ところがですね、県内のほとんどの町村が配置されとらんということで1.7%ということでありまして。そういった中で我が町についてはですね、指定避難所6箇所ということが新聞であつたわけでありまして、この指定避難所6箇所の場所をちょっとお聞かせください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい。お答えをいたします。新聞報道等なされました美郷町6箇所でございますが、その内、4箇所につきましては、町内各小中学校の体育館4館を示しております。そし

て、残りの2館でございますが、両中学校に武道場を整備しておりまして、そちらを含んだ箇所数ということで、新聞報道では、美郷町6箇所という表現になってございます。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

4箇所まではね、想像ついたんですよ。大和、邑智小学校、中学校。2箇所はですね、今、お聞きしました武道場ということですけど、これ剣道関係のですね、武道場だと思んですけど、そういった場所のですね、この暑さ対策については、現在どのようなになっているわけでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい。現在の小中学校体育館、武道場におけます空調設備設置状況ですが、現在のところ全ての学校等では、大型扇風機での対応ということになってございます。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

大型扇風機ですか。窓をあけて扇風機をがんがん回して頑張れという感じなんですよ。答弁の中でですね、体感温度の把握に努めるということを言われました。体感温度とはいかなるものでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい。お答えをいたします。答弁の中で用いております体感温度というところでございますが、実は、このISO等で国際的に規格化されております暑さ指数というものがございまして。暑さ指数、この暑さ指数をとというのが、熱中症予防において広く用いられているというところでして、この暑さ指数を求めるためには、気温と、そして、湿度と、日射、輻射熱といった3つの要素、これを数値化したものになっております。気温、湿度、熱射、輻射熱、そういった要素を勘案して指数として表示をする、それを答弁の中で含まさせていただいております。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

体感温度ですね。確かにですね、幾ら暑くても湿度が低ければ結構快適なんですよ。暑さをあまり感じません。そういった意味で、気温、湿度、今、輻射熱と言われましたけど、そういったものを指数化した暑さ指数が、体感温度ということと言われましたけど、今年の夏ですね、学校施設で、体育館内のこういった湿度、温度、もう1個何です

かね。輻射熱、そういったものの測定データを学校側は観測されとるんですか。それともそういったデータを持って、いろいろ子どもたちの対応にあたっておられるわけでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。町内4校におかれましては、それぞれ学校ごとに、危機管理マニュアル、そういったものをきちんと整備をされておられます。その中に、この夏場等の児童生徒の安全管理対策ということで、この熱中症予防といったところが謳ってございまして、その中で、例えば、大和中学校さんの取組事例を1例申し上げますと、大和中学校さんのほうでは、毎日、5回、体育館と校庭の、先ほど申し上げました気温と湿度と暑さ指数の3つの数値を測定をされています。確か私の記憶では、1日5回が、朝8時半、10時半、12時、そして、昼の2時、4時の5回だったと記憶してるんですが、それを測定をされて、かつ、大和中学校さんの方では、職員室の前と体育館の入り口に、その日の測定数値というものを掲示をしていらっしゃる、そういった取組みをしておられる学校もございますし、また、小学校では、まだ小学校低学年の子どもたち児童は、体力的にも上級生といいますか、高学年の子どもたちとは違う側面もありますので、特に低学年対策ということで、体育館等を使用される前には必ず担任の先生等が測定器を用いて、数値を確認して活動を行われているといった現状がございます。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

そういったことで、子どもたちの学習に対応されとるということだと思えますけど、熱中症アラートとなるものが、ありますよね、この発令日数把握されてますか。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

熱中症警戒アラートの発令日数ですが、熱中症警戒アラートの発令日数ですけども、今年は48日、美郷町を含むところで48日であるということでございました。以上です。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

今、ちょっとびっくりしたんですけど、48日です。そのことによってですね、体育館、子どもたちの体育館使用制限かけた実績、ちょっとお聞きたいです。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。町内4校での体育館の使用状況というところですが、各校ごとの個別の状況といった数値化した状況っていったものは、今、手元に資料がございませんけれども、中学校のほうで特に体育の授業等で、体育館が使用出来なかった日はないというふうに教頭会を通じて話を伺っております。反対に小学校につきましては、先ほど申し上げましたように、特に低学年児童の体育の授業で、数日間体育館の使用を控えたといった報告もいただいております。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

大変な時代になったなど、今つくづく思いましたけど、要は、質問の中でですね、エアコン設置が必要ではないんでしょうかという意図なんですけど、お答えの中でですね、エアコン整備についてはですね、長期休暇と重なるから、冷房整備の優先度は低いと判断したと。長期休暇なんて言葉は、これ、要は夏休みだと思うんですけど、夏休みでもですね、子どもたちは学校に行きます。それはですね、いわゆる道場ですわね。邑智中で言いますと。結構道場に通ってですね、ミーティングルームで過ごしたり、体育館で過ごしたり、そういった状況が結構あるわけですよ。それで、お聞きしますとですね、体育館で遊ぼう、夏休みの一番暑い盛りですよ。体育館に行って遊ぼうと思ってもですね、とても暑くて活動できない。従ってですね、隣のみさと館のフロアで遊んどったと。あるいは上の図書館ですね、図書館の方へ上がって遊んどったと。いわゆるシェルターですね。クーリングシェルターといいましょうか、そういった機能があるわけがありますけど、そういったことでですね、長期休暇と重なるから必要性がないというお答えなんですけど、私はですね、優先度は低いとは思わないんですけど、ちょっと私のこの意見に対して、再度お伺いしたいと思っております。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

私のほうからお答えをいたします。もちろん夏休みがあるからだけが理由ではございません。夏休みとかぶるところは多いものですから、正規な体育の授業を行うということは、夏休み中は、基本的にありませんので。それと先ほど申し上げましたように、体育の授業を本当に暑い昼過ぎからは行ってないと。基本的には、1校時とか、まだ比較的涼しい時に数値を計測しながら行われてるっていうふうな工夫があるということと、これは、どこの自治体もそうなんですけども、例えば予算面でいきますと、普通の普通教室とか、特別教室ですと、おそらく大型のクーラーを2台ぐらい入れれば、取りあえずは賄えていると。例えば30万円40万円するクーラーを2台、これに工事費入れても、その程度の金額なんですけども、体育館であれば例えば屋根の遮熱だけでも1500万かかるとか、断熱をやろうと思ったらやはり数千万単位でかかると思います。というちょっと桁が違ってきます。国の補助も聞いてるところによりますと、以前3分の1だったのが、その補助がつけば、2分の1の補助もあるとは聞いておりますけども、いずれにしても、体育館をやった場合には数千万単位のお金がかかってくるというふうなことになります。他の市町がどういうふうな判断をされてるかというところは分かり

ませんけども、一つには、普通教室、特別教室と比べると、使用頻度としては、やはりそこは低いんだろうと思います。それと、工夫をすれば、比較的涼しい時にできるだろうと。夏の中でも、真夏で遊びに来る子ももちろんいらっしゃると思いますが、できればあんまり暑い時に体育館で遊んでもらいたくないなというところもありますので、工夫次第では体育館で真夏で運動するというところは、回避するような工夫もあろうかと思います。それと、この財政的な面でどこまで自主財源を使ってお金をかけて体育館を直すのかというところは、総合的に判断をしなければいけないのかなと思います。そこで躊躇して今、各自治体のところも手が回ってないじゃないかなというのが現状でございます。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

実情をお聞かせいただきまして、理解は出来ましたけど、とは言いながらもですね、現に川本町さんのようにですね、設置されとる自治体もあるわけでありまして、聞くところによるとですね、国はですね、もう10年先ですか、だったように思いますけど、95%まで引き上げるんだというような指針も出しているようであります。そういった中で、今言われましたよね、財政的なことがありますけど、かつては3分の1だったものが、現在2分の1だと。残りを借入をしてそのまた半分が交付税措置があるということになると、4分の1の負担でできるということになろうかと思います。そういったことをですね、研究してください。前向きに研究していただきたいと思います。それで今、遮熱関係のね。塗装だと思うんですけどね。結構高いということ言われましたけど、遮熱フィルムというのもあるんですね、窓に貼るやつ、これ結構安くてね、取りあえずは遮熱効果があると思いますんで、まずそういったものから始めるということも、私はいんじゃないかと思います。いずれにしましてもですね、私たち大人はですね、エアコンの効いた部屋で仕事をしとるわけでありまして、子どもたちにはですね、我慢して頑張れという状況はですね、本当に適切なのかどうかというのは、ちょっと私疑問に思うわけでありまして、体育館へのエアコンの設置はですね、単なるその快適性の問題ではなくてですね、命と健康を守る重要なことだと思います。行政はですね、住民福祉の向上、そしてですね、災害時何かはですね、これ、本当にこれ災害に匹敵するような暑さだと思うんですけど、災害時にはですね、私、消防でよく言われたんですけど、生命、人体、財産ね、これを守る。生命人体ですね。子どもたちは財産がありませんので。子どもたちのね、生命人体を守る。これがやっぱりですね、行政としてやるべきことだと思いますんで、そのことを念頭にですね、また、いろんな財政的なことも勉強していただいて、前向きに取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして1点目終わりたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、2点目のご質問、観光協会の法人化についてお答えをします。まず1点目の美郷町観光協会が、一般社団法人化を目指す意義をどのように捉えているかについて

申し上げます。美郷町観光協会は、町の観光事業の推進と、町民の福祉の増進、経済の発展に寄与することを目的に、平成19年4月に発足し、組織形態は、発足以来、任意団体として事業を行ってこられました。議員のお話のとおり、現在、美郷町観光協会では、法人化の検討が進められており、町としましても、観光事業の所管課である活気あふれる町づくり課が協議に参加をしています。法人化のメリットとしましては、現在と比較して、主体的な事業展開が行えるようになることが挙げられます。一般的に法人格を有しない任意団体では、民間事業者などと契約が締結が出来ず、ウェブでの情報発信や、町内での体験事業など、限られた事業しか行うことが出来ません。県内の他の市町では、観光協会の法人化が進められ、民間事業者や関係団体等との連携による広域観光事業に取組み、成果を上げていらっしゃる場所もあり、法人化により町の観光振興に取組める体制が整うものと考えています。町の強み特徴を活かしたバリの町づくり、カヌーの町づくり、美郷バレー構想などの事業と連携し、町外からの来町者、滞在者を増やし美郷町だからこそ生み出せる滞在人口、活動人口の拡大を図ることで、町の経済の活性化につながることも期待され、町が掲げます2つのビジョン、活気あふれる明るい町、町外と活発な交流のある町の実現に寄与していただけるものと考えています。2点目の町として移行期及び法人化後の財政的支援、人的支援の考えについてお答えをいたします。財政的支援につきましては、まずは、美郷町観光協会にかかる令和7年度の町の予算の状況について説明をします。美郷町観光協会には、事務局長1名、事務局員1名、計2名の職員が町の会計年度任用職員として、雇用し配置をされ、その人件費を美郷町の一般会計予算で措置をしています。予算額は790万円です。また、美郷夏祭り花火大会、鴨山駕籠かき大会、江の川釣り大会などの各種事業に係る補助金が約320万円。サテライトオフィスみさとと。ネストの施設管理委託と、地域おこし協力隊コーディネート委託で約50万円。合わせますと、合計で、約1160万円を予算化をしています。法人化が予定されます令和8年度以降の予算につきましては、今申し上げましたように、人件費相当部分、そして事業に関する補助的な意味合いの費用を含めました支援を同様に行ってまいりたいと考えています。また、一時的な支出になると思いますが、合わせまして法人化に伴う初期費用の一部についても、支援を検討していきたいと思っております。人的支援につきましては、現在、事務局職員2名の他に、地域おこし協力隊2名を配置をしております。令和8年度につきましても、2名の配置枠を継続して確保していく予定です。3点目の町の観光振興計画の策定についてお答えをします。美郷町は、有名な観光地と比べそれだけで多くの集客が望める観光コンテンツを持っているわけではなく、観光による産業の規模は極めて小さいのが現状です。そのため、観光振興の単独の計画を策定しても、その効果は極めて限定的なものに留まると思います。逆に、町の強みや特徴を活かした様々な施策と連携をして、大きな枠組みの中で、観光に取り組むアプローチの方がより相乗効果もあり、大きな成果が見込めるものと考えています。現在、来年度から始まる新たな美郷町総合計画を策定中ですが、この総合計画の中に、観光振興も盛り込むことを、現在検討をしております。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

観光のことについてですね、お伺いしましたけど、平成19年よりということをお

れました。発足以後のですね、このこれまでの町の所管課の変遷ですね。これをちょっとお聞きしたいんですけど。観光協会の所管課。

●原議長

活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

ご質問にお答えをいたします。観光協会が発足した後の町の所管課ということでございますが、19年4月に発足いたしました。その時は、産業振興課が所管をしておりました。平成21年に企画課に変更になっております。その後、平成26年に機構改革によって定住推進課が出来ましたが、この時に、定住推進課の方に所管のほうが変わっております。その後令和元年です。今度は、令和元年に再度産業振興課の方に所管の方が変わっております。そして、今年の4月から、活気あふれる町づくり課へと変わっているという状況になっております。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

私もね、所管の課が色々変わったというふううに記憶があったんですけど、変わったというふううに、今改めて聞きましてですね。色々本当に変わっておられますね。この中でですね観光協会が商工会にあった時期はいつですか。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

はい、お答えいたします。発足当時ですね、平成19年4月、この時点で、事務局の方は商工会が担っていらっしやいました。ここですが、先ほど申し上げた機構改革で平成26年所管課が定住推進課のほうに変更になっておりますが、この時に、事務局のほうも定住推進課の方に変わってございます。で、産業振興課に移管しました令和元年ですね、この時に事務局のほうも産業振興管内の方に設置をされているという状況になっております。合わせて令和3年でございますが、サテライトオフィスみさとと。ネストの方が完成いたしました。これ資料見ますと7月からこちらの方に事務局の方が移転をして現在に至っているという状況になっております。以上です。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

観光協会さんですね、役場の1階にあったり、2階あったり、あるいは商工会に行ったり、サテライトオフィスに行ったりとかね。色々動かれておるわけでありましてね、その中で、私、観光協会さんがですね、商工会にあった時、この時一番ね、私活躍したんじゃないかと思えます。というのはですね、あの時にですね、みさ坊ができたんですよ。観光協会の商工会のですね、商工会にいた時ですね。商工会の局長の指示の元にですね、当時の会計年度任用職員がみさ坊を誕生させたという記憶があるんですよ。

やっぱり、民間活力といいたいまいしょうかね。スピード感を持っていろんなこと、いろんな動きができる、いろんな発想でやり遂げるということで、私非常にですね、任意団体よりは法人化して動きをよくした方がですね。私今言った例のようにですね、いろんなアイデアが出てくるんじゃないかと思います。もう一つはですね、酒谷の、私は沢谷ですけど、紅葉のライトアップなんかね、これも観光協会が商工会にあった時に、商工会の局長の指示であそこやれやということをやった記憶があります。やっぱり、民営化といいたいまいしょうか、一般社団法人化するとですね、そういった動きの良さというのが出てくるんじゃないかということ、非常に期待をしております。今お話の中でですね、これまで任意団体であったから、民間との契約行為なんかも出来なかったということをおっしゃいましたが、具体的な展開ができるという話ですけど、主体的にこの他にどのようなことができるわけでしょうか。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

お答えをいたします。一般社団法人、法人化された時に、主体的な事業展開どのようなことができるかというところでございますが、一般的に申し上げますと、そういった形で、一般社団法人化されればですね、事業運営するために財源が必要になってまいります。そういった確保が容易にできるようになるのではないかとこのように考えております。国であったり、それから県であったり、また民間もございまして、様々な補助金とかですね、委託事業だとかございまして。法人化することによりまして信用が上がるということではないですけども、そういった補助金とか、それから受託事業とかというものをやっぱり受けやすくなるのではないかとこのように思っております。それから法人化しますと、収益事業というのができるようになると思います。これは観光による売上げの方になりますけども、例えば観光グッズの売り上げであったりとか、旅行商品の売り上げだったりとかってところの収入がですね、確保できるのではないかとこのように思います。そうしますと財源を確保しやすくなるということで、安定した経営の方に結びつくのではないかとこのように考えております。以上です。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

今色々お聞かせいただきましたけど、今ちょっとですね、旅行商品の売上げということをおっしゃいましたが、私もそれ、非常に期待をしております。それで、郡内の自治体、川本町さん、邑南町さんですけど、法人化の状況、また、隣接のね、大田市さんであるとか、飯南町さんとか、そういったところの法人化の観光協会の状況をお聞かせください。

●原議長

番外、活気あふれるまちづくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

郡内の他の自治体の法人化それから近隣の自治体の法人化の状況ということをお聞かせください。

ますが、まず邑智郡の他の2町でございます。川本町、邑南町につきましては、既に法人化の方をされているという状況になっております。それから同じ三瓶山広域ツーリズムの振興協議会というのをやっておりますが、そこに入っていらっしゃる大田市さん、それから、飯南町さんにつきましても、法人化の方をされているという状況でございます。ちょっと補足で申し上げますと、県内の状況ですが、今年の6月現在のところで申し上げますと、美郷町を含めまして、県内の法人化されていない市町につきましては4市町村という状況でございます。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

県内で4市町村、その中に美郷町が入ったということですか。ちょっと寂しい話ですね。答弁の中でですね、法人化によってですね、民間関係団体との連携によって広域観光事業に取り組む成果を出している例があるやに言われましたけど、そういった例があれば少しお聞かせください。

●原議長

番外、活気あふれるまちづくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

広域観光振興事業によって成果を出しているというところでございますが、ちょっと近いところの例で申し上げます。石見神楽広域連絡協議会っていうものがございます。こちらについては、2019年に日本遺産の方に登録されました石見の神楽といったことをですね、それを進めるために、美郷町を含めます県西部の旧市町ところで設立をされているということになっております。この協議会の方では、その石見神楽っていうものを軸とした観光の高付加価値化であったりとか、それを石見神楽の方の情報発信を強化して、認知度を上げてこちらの方に誘客をするというふうな事業内容のことをやっているという状況です。美郷町の方もそちらの方に加盟をしております。で、この事業によりましてやはり、この協議の中でやってる事業の中で、出張神楽公演に対する補助事業がございますが、そういった形で、石見神楽を核とした誘客の方をはかると。美郷町の方でもこの出張神楽公演というのをですね、実際やっております利用していただいているような状況です。町の観光協会法人化しますと、こういった事業などにも連携して、主体的に関わっていけるのではないかとということで考えてはおります。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

広域観光事業に取り組むんだということが、非常に私期待をしております。それで、法人化に伴うですね、初期費用の一部についても支援を行いたいというお答えでしたやに思いますけど、具体的にどういったことがあるわけでしょうか。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

法人化に伴う事業費の一部と、そこに支援を行うということでございますが、まず、法人化にあたりまして必要になってくるというところではございます、法人登記をされる必要がございます。そうしますと、司法書士の方に依頼をされるということになります、その登記に係る費用について支援を行っていききたいというふうに、まず考えております。以上です。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

なるほどですね。登記費用。その他にですね、まず出発する上においてはですね、収益事業もやりますんで、しっかりとした帳簿体系を作りこんで、いかなければいけないと思うんですよ。それで会計ソフトあるいは周辺機器、そういったものも必要だと思うんですよ。また、今までは役場からの出向の会計年度職員でしたから、車のリース代、役場が持っていただく。同行費も役場が持っていただく。電気代もという格好だと思うんですけど、もっともときめ細やかなところまでですね、発足にあたっては支援してあげないとですね、うまく回っていかないんじゃないかと思えますけど、こういった細かいところまでの支援はいかがでしょうか。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

はい、ありがとうございます。その他の初期費用というか、一般社団法人化という法人化されるにあたって必要になってくる経費ということでございますが、実際、これまでもですね、その運営に対する補助というか支援の方はやってきておるのが現状だと思っております。新たに必要になってくる。例えば会計ソフトといったところなどというのは、やはり事業の実施上必要になるものだというふうには思っております。その他、動力光熱費とかですね、通信運搬費、事業展開をしていく上で必要になるものについては、きちんと内容の方を確認をさせていただいた上で、必要となるものであれば、予算措置の方を考えていききたいというふうに思っております。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

今は財政的支援のこと言いましたけどね、人的支援ですね。今までの会計年度任用職員の2人が移行されると。そしてですね、協力隊今2名ついておられますね。その協力隊もまた支援の方にもまわるといことなんですけど、発足当初はですね、かなりエネルギーが要ると思うんですよ。人的な。それで、協力隊もですね、やっぱり2名と言わず3名、またできればですね、会計年度任用職員をですね、1年なり2年なりその法人が立ち上がってちょっとうまく回っていくまでの間ですね、人的支援して差し上げたらいいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

現時点で、具体的な相談が来てるわけではありませんので、といたしますのも、法人化っていうところは、一つあると思うんですけど、法人化したイコール業務量が突然増えるっていうところは、法人化して何をやるかにも当然寄ってくると思うんですね。例えば旅行業法取って旅行業者になって、旅行商品を販売して、販売するとか、あるいは外から来る今、滞在人口増やそうっていうことをやっていますので、それを、例えば空港まで迎えに行き滞在中ご案内するような旅行の世界ではランドオペレーションと言いますが、そういうランドオペレーションを担うだとか、ただ、具体的にまだ法人化までしか聞いておりませんので、具体的な事業がある程度こういうふうな事業まで進んでいくだと。それにともなって、お金や人手がいるんだと。ついてはそのこの部分のこれを町としても支援してくれないかという順番で、もし、相談が来ましたら、その段階でいろいろ考えたいなというふうに思います。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

確かにそうですね。私、旅行商品というのを非常に期待しております。それから広域観光に取り組んでですね、外部からどどんどんどん呼び込んでいただくような観光協会になっていただきたい。そういった意味でですね、財政的支援も必要ですけど、人的支援もというお願いですけども、具体的なものが上がってきてないから、言いようがないということであるほどだと思いますので、観光協会さんの方へですね、しっかりとプランを示せと言っておきたいと思います。そういった中でですね、私、観光計画ですね。その策定が必要なんじゃないかということも申し上げましたけど、昨日の町長の答弁、一般質問辺りを聞いておってですね。ちょっと私考え変わりました。確かに言われるようにですね、美郷町にはですね、観光のキラコンテンツありません。松江市みたいにですね、お城があって堀川遊覧があってとか、そういうもんもありませんし、今はばけばけでまたね、かなり人気があると思いますけど、出雲市には出雲大社がありますし、またワイナリーがあったりします。大田市さんには、石見銀山、ちょっと最近、低調な感じになってますけど、そういったね、観光のキラコンテンツがない以上ですね、具体的な観光振興計画の策定はしてもですね、効果が少ないと言われてまして、昨日のやりとり辺りを聞いてとってもね、確かに、そうかなということで、ちょっとこのことはですね、私は、それよりは、美郷町の強みですね。3つの強みそして、町が掲げる2つのビジョンがあるということの中でですね、広域的に進んでいった方がいいんじゃないかという思いに今至っております。それで、改めてちょっと確認します。美郷町の3つの強み2つのビジョン何でしたかいね。

●原議長

番外、活気あふれる町づくり課長。

●石田活気あふれる町づくり課長

お答えいたします。町の強みでございますけども、他の町にはないというところで、美郷町独自の強み、やはり美郷バレー構想、それから、バリの町、それから、カヌー町というのがやっぱり挙げられるというふうに私は思っております。それと合わせて2つ

のビジョンでございますが、活気あふれる明るい町、それから町外と活発な交流のある町というふうに認識をしております。以上です。

●原議長

11 番、藤原修治議員。

●藤原副議長

改めて確認しました。私もね、やっぱり強みをしっかり活かして町長が示されておられる活気あふれる明るい町、町外との活発な交流のある町ですね。町外との活発な交流のある町、まさに、この観光協会にですね、担っていただきたいと思うわけでありまして、そういう思いになっております。それでしっかりとした町としての支援をお願いしたいと思います。町長、最後にですね、観光協会にエールを送っていただきたいと思いますが。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

エールを考えておりませんでしたので、あれですけども、観光、美郷町にとって観光というのは、今、観光産業の規模っていうのは極めて小さいんだと思います。存在感もありません。ただ、ポテンシャルはかなりあるんだと思っておりますので、それをどういうふうにしてやっていくか。一つは観光協会の組織を強化していただいて、事業内容をどんどん大きくしていただく。新しいことにも取り組んでいただく。これはもうぜひやっていただきたいというふうに思っておりますし、担う役割としては、非常に期待されるもんだというふうに思っております。それで先ほど計画のお話がありましたけども、私も昨日も一般質問で申し上げましたけども、計画よりも結果の積み重ねの方が大事だと思っております。今観光産業は、規模が極めて小さいもんですから、意味のある計画が立てられるのかなっていうと、正直言って地に足がついたものを立てられないと思ってます。例えば、インバウンドの宿泊客を増やそうっていう柱を立てたとしても、3年後に何人のインバウンドの宿泊客を目標にするんだって言うても、多分雲をつかむような話だと思うんですね。令和6年度のインバウンドの宿泊者数っていうのは94名でした。美郷町内で。じゃあ3年後に1000名になってたら大成功なのかっていうと、発射台の94名が多いのか、少ないのかっていう判断も正直言って今つきません。ひょっとしたら、1万人ぐらい軽く訪れてくれるようなポテンシャルがあるのかもしれない。これは雲海とか美肌県美肌町とかバリの町づくりとか、カヌーの町づくりとか、こういうのをひっくるめますと、ちなみに今申し上げたインバウンドの94名っていうのは、令和3年度は0名でした。これは、コロナがありましたので、ほぼ外国人が来なくなりました。令和4年度に5人になって、令和5年度に79人になって、昨年令和6年は94ですから、ここんとこちょっと、かなり伸びていってるんで、その要因も探りながらやっていきたいんですけど、3年後に幾らっていう目標を立てると、そこに引っ張られてしまいますので、むしろ、今の現状を要因分析して、どんな施策を打っていったらいいのかっていうのは、観光協会と一緒に考えていきたいなというふうに思っております。やはり、試行錯誤しながら取組みをやりながら考えるということが大事かと思っております。昨

日、箕根議員から、田之原展望台の環境整備のお話いただきました。雲海はそうした意味では、非常に試行錯誤しながら一つ一つ結果を積み重ねたいい事例じゃないかと思っています。令和3年に雲海予報の発表を開始しました。令和4年には、375号からの入り口の看板を設置しました。令和5年にはトイレを整備させていただきました。今回、一般質問で、駐車場をもっと拡張した方が、人がたくさん来てるんでっていうことは、一步一步積み重ねながら、どんどん道が次のステージにいつてるんじゃないかなと思いますので、まとめますと議員おっしゃったように美郷町の強みとか、あるいはコンテンツというところを磨きながら、施策を試しながら、それでうまくいったものについてはその次を考えていくというふうな順番でやっていきたいと思っておりますし、そのために美郷観光協会が強くなっていただいて、もっともっと活躍してもらおうというところは必須だと思っておりますので、大変期待をしております。以上です。

●原議長

11番、藤原修治議員。

●藤原副議長

ありがとうございました。今年も、最後の一般質問無事終わらせていただきました。ありがとうございました。

●原議長

藤原修治議員の質問が終わりました。

以上で、本定例会に通告されておりました一般質問が全て終了いたしました。

ここで、11時40分まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時31分)

(再開 午前 11時40分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第3、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託いたしました案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●原議長

総務委員長。

●箕根議員

失礼します。総務委員会より、委員会審査報告を申し上げます。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第70号、美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について。議案第71号、美郷町カヌーの里条例の一部を改正する条例の制定について。議案第72号、美郷町カスタマーハラスメント防止条例の制定について。議案第81号、公の施設の指定管理の指定について。議案第82号、公の施設の指定管理の指定について。

て。議案第 83 号、公の施設の指定管理者の指定について。議案第 84 号、公の施設の指定管理者の指定について。なお、議案第 81 号、82 号、84 号につきましては、委員 1 人の反対がございました。議案第 83 号においても、委員 2 人の反対がそれぞれありましたが、いずれも賛成者多数により、当委員会では、原案に対し可としたことを申し添えます。以上です。

●原議長

総務委員会に付託しました案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長、お疲れさまでございました。

続きまして、教育民生委員長。

●原議長

教育民生委員長。

●日高議員

教育民生委員会から委員会報告をさせていただきます。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第 69 号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第 73 号、美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について。議案第 85 号、工事請負契約の締結について、以上です。

●原議長

教育民生委員会に付託いたしました案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

教育民生委員長、お疲れさまでございました。

続きまして、産業建設委員長。

●原議長

産業建設委員長。

●藤原芳樹議員

産業建設委員会に付託された案件について報告いたします。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により、報告いたします。付託された案件は、議案第 86 号、町道路線の認定についてであります。以上です。

●原議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。
質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。
産業建設委員長、お疲れさまでした。
ここで、午後1時まで休憩といたします。

(休憩 午前 11時47分)

(再開 午後 1時00分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第4、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第69号から議案第86号までの議案18件について一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いをいたします。

まず、反対討論はありますか。

(なしの声)

●原議長

次に、賛成討論はありますか。

(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。

続きまして、採決に入ります。

議案第69号から議案第86号までの18件について、順次採決を行います。予算を案除き、各委員会へ付託した議案については、いずれも可決すべきとの委員長報告がありました。

お諮りします。

初めに、議案第69号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、美郷町ゴールデンユートピア条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、美郷町カヌーの里条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、美郷町カスタマーハラスメント防止条例の制定について、委員長報告のとおり決することに、賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、美郷町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第3号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和7年度君谷診療所特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和7年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号

について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和7年度美郷町下水道事業会計補正予算第1号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。ボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、工事請負契約の締結について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります

。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、町道路線の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本日 1 件の追加議案が提出されました。議案第 87 号の追加議案を 1 件を上程いたします。

それでは、議案第 87 号の提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 87 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号について、ご説明いたします。本補正は、昨日、国会に提出されました国の令和 7 年度補正予算に計上されている物価高騰対応、失礼しました。物価高対応子育て応援手当とその支給に係る事務費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し取り組む事業について予算化するもので、予算額は歳入歳出それぞれ 4756 万 6000 円を追加し、総額を 78 億 6154 万 8000 円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。初めに、歳入について、6 ページをお開きください。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金、節 3 児童福祉費補助金、補正額 1126 万 6000 円。物価高対応子育て応援手当の給付に係る補助金の皆増です。続いて目 5 総務費国庫補助金、節 2 総務管理費補助金補正額 3630 万円。国の補正による物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金の計上です。歳入につきましては以上です。続いて、歳出について、7ページへお進みください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、補正額1170万円。物価高騰により、運営費の負担が増大している町内福祉事業所6法人へ光熱水費及び食材費の高騰分に対し、支援金を交付するものです。次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、補正額1126万6000円。物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、物価高対応子育て応援手当及び手当の支給に関する事務費を計上しています。対象者は、児童手当の給付対象児童を養育する父母等で、対象児童は、令和8年3月31日までに生まれる新生児を含み、子ども1人当たり2万円を支給するものです。給付対象児童数を550人と見込んでおります。続いて、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、補正額1360万円。こちらは、農業振興費の補助金が900万円で、町内の米農家に対し、令和8年度の作付意欲の向上、準備費用の支援を行う水稻次期作支援給付金、集落営農育成事業費の補助金460万円は、集落営農組織に対する生産基盤の維持強化のための集落営農維持活性化事業給付金を計上しております。8ページへお進みください。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費、補正額1100万円。こちらはみさとと。PAYカードを活用し、美肌県美肌町半額まつり、あったか温泉・グルメキャンペーンと銘打って、町民限定で、町内の温泉施設の入浴料や、飲食店を利用した際の食事代の半額相当をポイントバックする事業で、美郷町商工会へその業務を委託するものです。なお、これまで説明いたしました内容は、物価高対応子育て応援手当給付事業を除き、いずれも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するもので、別途添付をいたしております令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金計画案に、現在、想定をしている事業概要を記載をしておりますので、ご確認をいただければと思います。この重点支援交付金の限度額につきましては、本日現在未定ではございますけれども、国からの事務連絡におきまして、昨年度の交付限度額のおおむね330%以上となる見込みであると示されており、試算をいたしますと、1億円程度の配分があると見込まれます。これを踏まえまして、この計画案の中のナンバー1から5の事業費について、本補正予算に計上させていただいております。残る事業につきましては、令和8年度の予算等で計上させていただく予定としておりますので、あくまでもご参考としてごらんいただければと思います。以上で、議案第87号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

追加議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第87号について、質疑を許します。

質疑はございませんか。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の計画案の方に、美肌町半額祭りの温泉の半額、温泉の割引キャンペーンがありますが、目標の415人に対して1.5倍の予算を割

いておられますが、この1.5倍というところは目標というところによろしいですか。その根拠もあわせて教えていただけたらと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

計画案のほうに載せておりますこの1.5倍という数字でございますけども、これはあくまで仮定というところの数字でございます。実際この415人というのは、これ実績に基づいた数字でたたき出しておりますけども、今回ですね、このキャンペーンをするに当たって、町民の皆さんに温泉にしっかり浸かっていただきたいというところの意味も含めまして、1.5倍というふうにさせていただいております。以上です。

●原議長

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

予算案の7ページですが、真ん中どころ、民生費、児童福祉総務費の子ども1人2万円の支給というところで550名を見込んでおられるという説明だったかと思いますが、この子どもというのは、何歳から何歳までの対象年齢を教えてくださいと思います。

●原議長

番外、健康福祉課長。

●志村健康福祉課長

ただ今の松浦議員のご質問のお答します。対象の子どもさんは0歳から18歳までの児童でございます。以上です。

●原議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第87号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

次に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれの討論もないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第 87 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(全員賛成)

●原議長

賛成全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申出が提出されておりますので、これらの申出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員会へ付託することに決しました。

本定例会へ付議されました案件は全て議了いたします。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和 7 年美郷町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉 会 午 後 1 時 2 8 分)